

# 山鹿市サッカー協会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、山鹿市サッカー協会と称する。  
第2条 本会は、サッカー競技の普及及び振興を図り、山鹿市民の豊かなスポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。  
第3条 本会は、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体をもって組織する。  
第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 試合・競技会等の主催、主管又は認可
- (2) 技術の研究並びに指導
- (3) 審判技術の研究と指導並びにその統制
- (4) サッカーの普及及び宣伝
- (5) 日本サッカー協会・地域協会・各県協会・各都市協会との連絡
- (6) 高体連・中体連・小体連・クラブユース連盟・キッズ協議会との連絡
- (7) 加盟団体の登録
- (8) 試合・競技会等の公式記録の作成及び保存
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条 本会は、事務所を山鹿市新町1202番地の2の西部電設（セイデン）内に置く。

## 第2章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 執行部若干名、運営委員若干名及び監事2名とする。
- (2) 本会に、会長1名、副会長2名、専門部会長若干名、会計及び事務局員若干名、市体協理事・評議員各1名を置く。

2 その他必要がある場合には、執行部会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第7条 執行部及び監事は、総会において選任する。

2 運営委員は、互選により、会長、副会長、市体協理事・評議員、専門部会長、会計及び事務局員を選任す  
3 執行部及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第8条 会長は、本会を代表して会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第9条 会長は執行部会を構成して会務を処理する。

第10条 監事は、会計及び会務を監査する。

第11条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第3章 会議

第12条 総会は、運営委員及び各チームの代表者（小学校は部会長が代表）をもって構成する。

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の推举並びに選出
- (2) 事業計画及び報告
- (3) 賞罰の裁定手続に関する事項
- (4) 本会規約の改廃
- (5) その他議決を要する事項

第14条 総会は会長が招集し、副会長がその議長となる。

2 会長は、運営委員の3分の2以上が会議開催の理由を示して請求したときには、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第15条 総会は、役員及び各チーム代表者の過半数の出席を要し、その決議は、出席者の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは議長の決定による。

第16条 執行部会は、会長、副会長、事務局員をもって構成する。なお、必要に応じて当該案件に関する部会長・会計を招集し、常時協議の上、次の事項を処理する。

- (1) 事業の計画案の作成並びに事業の実施
- (2) 市内のスポーツ団体との連絡並びに本会を代表してその役員となる者の選出
- (3) 予算案の作成、予算執行並びに決算に関する事務
- (4) 各種記録の作成及び保存
- (5) 賞罰の裁量並びにその処置
- (6) その他会務執行に関して必要な事項

第17条 運営委員会は、会長が、隨時これを招集する。

第18条 運営委員会の議長には、副会長があたる。

第19条 運営委員会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

## 第4章 専門部会

第20条 本会は、事業を執行するため専門部会（審判部会・小学校部会・中学校部会・高校部会・社会人部会）を置く。

## 第5章 会計

第21条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条 本会の経費は、次の収入により支弁する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

（附則）この会則は、平成29年7月9日より施行する。